規　則

○公正取引委員会規則第八号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項及び第七十六条第一項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

○公正取引委員会規則第九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項及び第七十六条第一項の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する保険業を営む会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する保険業を営む会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する保険業を営む会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

○公正取引委員会規則第十号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　課徴金の納付命令（第二十九条・第三十条）」を「第三節　課徴金の納付命令（第二十九条・第三十条）　第四節　警告（第三十一条・第三十二条）」に、「第三十一条―第三十四条」を「第三十三条―第三十六条」に改める。

第三十条の見出し中「時期」を削り、同条中「（法第八条の三において準用する場合を含む。）」を削り、「法第七条の二第十六項」を「第十六項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七条の二第十三項（法第八条の三において準用する場合を含む。次項において同じ。）及び法第七条の二第十六項の規定による通知は、その旨を記載した文書を送達して、これを行うものとする。

第三十四条を第三十六条とし、第三十三条を第三十五条とする。

第三十二条中第五号を第六号とし、第四号中「又は納付命令前」を「、納付命令又は警告前」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　警告前の通知に対する意見書及び証拠

第三十二条を第三十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第二章第三節の次に次の一節を加える。

第四節　警告

（警告）

第三十一条　警告（委員会が、法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反するおそれがある行為がある又はあったと認める場合において、当該事業者又は当該事業者団体に対して、その行為を取りやめること又はその行為を再び行わないようにすることその他必要な事項を指示することをいう。以下本条、次条及び第三十四条において同じ。）は、文書によってこれを行い、警告書には、警告の趣旨及び内容を示し、審査局長がこれに記名押印しなければならない。

2　警告書は、名あて人に送付しなければならない。

3　委員会は、警告をしようとするときは、当該警告の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。

4　警告の名あて人となるべき者は、前項の規定により意見を述べ、又は証拠を提出するに当たっては、代理人（弁護士、弁護士法人又は公正取引委員会の承認を得た適当な者に限る。）を選任することができる。

5　委員会は、第三項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与するときは、その意見を述べ、及び証拠を提出することができる期限までに相当な期間をおいて、警告の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　予定される警告の趣旨及び内容

二　委員会に対し、前号に掲げる事項について、文書により意見を述べ、及び証拠を提出することができる旨並びにその期限

（警告の意見申述等の方式等）

第三十二条　第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条及び第二十八条第一項の規定は、警告について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「前項第三号」とあるのは「第三十一条第五項第二号」と、第二十六条第一項並びに第二十七条第一項、第四項及び第七項中「第二十四条第一項の文書の送達を受けた者」とあるのは「第三十一条第五項の通知を受けた者」と、第二十六条第一項中「同項第一号及び第二号」とあるのは「同項第一号」と、第二十七条第一項及び第四項中「法第四十九条第三項」とあるのは「第三十一条第三項」と、第二十八条第一項中「排除措置命令書の謄本」とあるのは「警告書」と、「送達」とあるのは「送付」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○公正取引委員会規則第十一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行に伴い、及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年十月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第七条の二第十三項」を「第七条の二第十八項」に、「第七条の二第十六項」を「第七条の二第二十一項」に改め、同条第二項中「第七条の二第十三項及び第十六項」を「第七条の二第十八項及び第二十一項」に改め、「含む。）」の下に「又は第四項」を加える。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。